

平成27年4月1日発行

香取障害者支援センター
グループホーム支援係発行

For a good place to live

Good Home

第50号



Good Home 活動再開によせて...

平成25年3月よりお休みをいただいております広報誌「Good Home」ですが、このたび2年ぶりに復活することになりました。地域のみなさまによりグループホームの事を知ってもらえるよう、さまざまなテーマを用いて制作を行ってまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

※ 平成27年度は「4・6・8・10・12・2月」の計6回、発行を予定しております。

しっておこう!

障害者グループホームの基礎知識

そもそも障害者グループホームってどんなところ?



「障害を持つ人たちが一つ屋根の下で共同生活を営む場所」と考えると理解しやすいかもしれませんが。グループホームには“世話人”や“生活支援員”とよばれる職員がいて、食事の用意や洗濯・掃除のお手伝いや、生活および健康上の相談にもものってくれます。建物は一般の住居をそのまま使っているところから、アパートやマンションをグループホーム用に改築したものもあり、形態は様々です。一人あたりの居室はおおよそ6畳の広さの個室になっており、定員は4～6名位が主流です。

とはいえ、実際に入居するとどんな暮らしになるんだろう?



グループホームは入居者一人ひとりの「家」なので、自分のスタイルやペースで生活をする事が出来ます。生活上、困っていることは世話人さんがサポートしてくれますが、あくまでも“困っている時に手を差し伸べてくれる存在”ですので、基本的には自分で出来ることは自分で行う事が必要です。

...つぎのページではグループホーム入居についての“?”について、お答えします



Q：グループホームではどのように一日を過ごすの？

A：グループホームで生活している方のほとんどは日中活動(※)を行っておりますので、グループホーム内でのスケジュールは「朝食・夕食・入浴・掃除・洗濯・余暇」といった、一般の生活と変わらないスケジュールになります。

※日中活動とは、病院のデイケアへの参加や小規模作業所等での福祉的就労、または、一般就労等のことを言います。

Q：グループホームに入居するにはどうしたらいいの？

A：障害者グループホームを利用するためには、各住所地の市町村で発行される「障害福祉サービス受給者証」が必要になります。まずは、お住まいの市町村の障害福祉課窓口、または最寄りの相談支援事業所へ相談してみましょう。

障害福祉サービス受給者証 発行手続きの流れ

- ①お住まいの市町村の障害福祉課窓口、または最寄りの相談支援事業所に相談
- ②市町村にサービス利用の申請
- ③市町村による障害程度についての審査・判定

障害程度区分やサービスの支給量の決定・通知



Q：グループホームに入居すると、どれ位お金がかかるの？

A：グループホームではおおむね以下の四点が生活費としてかかります。

- ①家賃（入居者一人あたり、一万円の家賃助成が受けられます）
- ②食費
- ③光熱費
- ④日用品費

※各グループホームごとに差はありますが、いずれもひと月に6～10万円程度かかるところがほとんどです。

Q：本格的な入居の前に、まずはグループホームの生活を体験してみたいんだけど…

A：グループホームへの入居を具体的に検討されている場合、正式な支給決定の前に、実際にそこで生活できるかどうかを確認するため、一定期間(目安として2週間前後～30日まで)の体験利用を支給決定することができます。

Q：グループホームってどれくらい住めるの？

A：グループホームのサービス（共同生活援助とも言います）を契約するのは入居者ご本人ですので、ご本人が希望すればいつまでもそのグループホームで暮らすことが出来ます。

いかがだったでしょうか？ 次回のGood Homeでもグループホームに関するみなさんの“？”にお答えしていきたいと思っておりますので、お楽しみに～♪



平成27年4月1日より消防法が一部改正されます。

グループホームの運営にかかわる事項をいくつかあげてみました。

おもな改正点1 【スプリンクラー設備】



改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則としてスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなります。（設備義務の免除要件に該当する場合を除く）

参考1 消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※1）
- ・ 短期入所を行う施設（※1）
- ・ 共同生活援助を行う施設(グループホーム)（※2）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設に限る。

※2 消防庁において、障害支援区分4以上の者が8割を超えることを目安とし、（6）口として取り扱う旨を消防機関へ周知することを検討

おもな改正点2 【自動火災報知設備】



改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項八に掲げる障害者グループホームなどの障害者施設等のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることとなります。

参考2 消防法施行令別表第1（6）項八に掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設（※1）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム・生活介護を行う施設・短期入所を行う施設
- ・ 自立訓練を行う施設・就労移行支援を行う施設・就労継続支援を行う施設
- ・ 共同生活援助を行う施設(グループホーム)

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

この設置基準は平成27年4月1日（既存施設の場合は平成30年4月1日）から適用されます。

香取障害者支援センターのご紹介



香取障害者支援センターは 香取市・多古町・東庄町・神崎町の1市3町から基幹相談支援センター業務、障害者虐待防止センター業務の委託を頂いております。
業務の内容は、障害のある方等の相談・情報提供・助言等・福祉サービス利用にあたる計画相談支援・地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携支援(例…自立支援協議会専門部会事務局など)を行っております。

開所時間は、平日月～金曜日。午前8時半～午後5時まで、それ以外は携帯電話への転送にて相談対応を24時間、365日行っております。障害のある方の自立に向けた努力を支援し、その自立に向けた努力に共感する地域社会を作る事を目指しています。そして、どんなに障害が重くても地域の中で社会の一員として生き活きと輝いていける、そんな社会を作ることをお手伝いさせていただきます。

交通のご案内

〒287-0101
千葉県香取市高萩1100-2
(旧高萩小学校跡地)

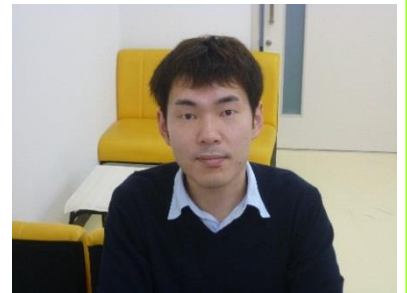
アクセス

成田線「佐原駅」から車で22分
※駐車場あり



新グループホーム等支援ワーカーのご紹介

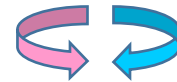
2月よりグループホーム等支援ワーカーとして勤務する事になりました、鈴木靖昂と申します。生まれてからの22年間を地元柏市で過ごし、ロザリオの聖母会への入職を機に旭市へ移住。同法人の生活介護事業所「聖家族作業所」にて8年間生活支援員を経験した後、今日に至ります。
ワーカー1年生という事で色々至らない点もございますが、持ち前の明るさやフットワークの軽さを活かしつつ、グループホームの普及に貢献できればと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。



☆4月の予定☆

- 4月16日(木) 10:10～ 世話人の集まり「なごみ会」
- 23日(木) 10:30～ 設置者の集まり

あ～だ



こ～だ

桜前線が北上し、香取圏域にもお花見のシーズンがやってきました。週末は手作りのお弁当でも持って、みんなでワイワイお花見でもいかがですか？

発行者 香取障害者支援センター グループホーム支援係

住所 : 〒287-0101 千葉県香取市高萩1100-2
(高萩福祉センター2F)

電話番号 : 0478-79-6919 FAX 番号 : 0478-75-1688

E-mail : y-suzuki@rosario.jp